

(社) プラスチック成形加工学会

地方支部通則

第1条(地方支部の目的)

(社)プラスチック成形加工学会(以下本会という)定款第3条の定めるところにより、本会定款第4条の目的を達成するため、必要な地方に支部を置く。

第2条(地方区分)

支部を置く地方区分は原則として以下の通りとする。

北海道地方: 北海道

東北地方: 青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島各県

関東地方: 茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨各都県

東海地方: 静岡、愛知、岐阜、三重各県

北陸信越地方: 新潟、富山、石川、福井、長野各県

関西地方: 滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山各府県

中国四国地方: 岡山、広島、山口、鳥取、島根、徳島、香川、愛媛、高知各県

九州地方: 福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄各県

- 2 支部の発足していない地方に隣接する既設の支部の地方区分には、理事会の承認を得て隣接する都府県を含めることができる。

第3条(支部会員)

地方支部は、当該地方に居住しあるいは勤務する本会会員のうち参加を希望する者をもって構成する。

第4条(支部役員)

地方支部には支部長1名、幹事1名以上3名以内、監事1名をおく。

- 2 地方支部には、必要に応じて副支部長3名以内をおくことができる。
- 3 支部長、副支部長、幹事は当該地方支部正会員の互選によってこれを決める。
- 4 監事には本会理事が就任する。
- 5 支部長、副支部長、幹事、監事の任期は2カ年とするも、再任を妨げない。

第5条(支部事務所)

地方支部の事務所は、別に定めのない限り、当該支部長の勤務地におく。

第6条(支部の事業年度)

地方支部の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日で終わる。

第7条(支部総会)

地方支部は、必要に応じて支部総会を開催することができる。

- 2 支部総会は、当該支部正会員の過半数以上が出席しなければ開くことができない。ただし、支部総会に出席できない支部正会員は、書面をもって他の出席正会員に委任することができる。この場合は、予め通知した事項については出席者と見なす。

第8条(決議報告)

支部長は、支部総会、幹事会等の決議をその都度、理事会に報告しなければならない。

第9条(支部規則)

地方支部の運営は、当該支部の定める支部規則による。

- 2 支部規則を決定し、あるいは改廃しようとするときは、支部総会を開催し、出席者の3分の2以上の同意を得た上で、理事会に申し出て承認を得なければならない。

第10条(支部の経費)

地方支部の経費は、別に定める本会よりの交付金およびその他の収入をもってこれに充てる。

第11条(事業計画および収支予算)

支部長は、各年度当初に、所定の書式にて当該年度の事業計画および収支予算を理事会に提出し承認を得なければならない。

- 2 第1項の事業計画もしくは収支予算が本会の理念に反すると判断される場合には、理事会は当該支部長に対してその修正を求めることができる。
- 3 第1項の事業計画が本会の企画する集会・出版・その他の事業計画と抵触する恐れがあると判断される場合には、理事会と当該支部長は協議の上、その解決をはかるものとする。

第12条(事業報告および決算報告)

支部長は、各年度末に、監事の承認を得た上で、所定の書式にて当該年度の事業報告および決算報告を理事会に提出し承認を得なければならない。

第13条(委員会の設置)

支部長は、必要に応じて委員会を設け、委員を委嘱することができる。

第14条(支部の新設)

第2条の地方区分のうち、地方支部の設置されていない地方に新たに支部の発足を希望する場合は、当該地方に居住しあるいは勤務する本会正会員30名以上連署の上、初年度の事業計画案、初年度の予算案を添えて、会長に申し込むものとする。

- 2 前項の申込を受けた場合、会長は当該地方支部の新設を理事会に諮り、承認を得るとともに、会誌を通して地方支部の新設を公表しなければならない。
- 3 地方支部新設の際、第2条第2項の規定によって隣接する地方支部の所轄範囲に含められていた都府県の取扱いは、両地方支部合議の上、理事会においてこれを決める。両地方支部長は、この結果を速やかに会誌を通して公表しなければならない。
- 4 新設された地方支部の事業年度は、第6条の規定にかかわらず、直近の3月31日で終わるものとする。
- 5 新設された地方支部の役員の任期は、第4条第5項の規定にかかわらず、次の当該支部正会員による互選が行われるまでとする。ただしその際も当該役員の任期は2カ年を越えてはならない。

第15条(支部の解散)

地方支部の解散は、当該地方支部総会出席者の3分の2以上の議決を経た後、理事会に申し出て承認を受けなければならない。

- 2 地方支部の解散にともなう残余財産は、当該地方支部総会出席者の3分の2以上の議決を経た後、理事会に申し出て、理事会においてその処分方法を定めるものとする。

第16条(本通則の発効と改廃)

本通則は平成11年7月8日をもって発効する。

- 2 本通則の改廃は理事会において決定する。